

# 関東大震災の義捐金処分と浴風会の創設

岡 本 多喜子

## 1 はじめに

日本の戦前期に設立された高齢者福祉施設のなかで、東京都杉並区にある浴風会は特殊な成り立ちをしている。それは全面的に内務省が関わっているという点である。

社会福祉法人浴風会(以下、浴風会とする)は、1923(大正12)年9月1日に発生した関東大震災で被災した高齢者の生活支援を目的として、内務省主導で設立された財団法人浴風会から始まった。その設立は1925(大正14)年1月15日で、2015年に90周年を迎えた。浴風会は、1927(昭和2)年2月1日に浴風会の養老院である浴風園に、最初の利用者を受け入れた東京都杉並区の地で現在も、養護老人ホーム浴風園、特別養護老人ホーム南陽園、第二南陽園、第三南陽園、軽費老人ホーム浴風会松風園、浴風会ケアハウス、南陽園在宅サービスセンター、第二南陽園在宅サービスセンター、浴風会グループホームひまわり、地域包括支援センター(ケア24高井戸)、浴風会居宅介護支援事業所、浴風会ヘルパーステーション、浴風会病院、老健くぬぎ、認知症介護研究・研修東京センター、介護支え合い電話相談、浴風会ケアスクールを展開している。入所施設の定員を合計すると約1,300名となり、職員も500名余となる。在宅福祉関係施設や病院を含めると、同一敷地内での社会福祉法人の事業規模としては日本でも1,2位を争うのではないだろうか。

ここでは内務省と強い関係の中で成立した浴風会が、関東大震災以降、どのような経緯をたどって設立に至ったかを、現存している資料を中心に検討して

いく。主に使用する資料としては大霞会『内務省史』(昭和46年), 北原糸子『関東大震災の社会史』(2011年), 浴風会『浴風会八十年の歩み』(2005年)である。そして最後に敗戦時に浴風会がどのような状況であったかを, 追加して記述する。また浴風会に関わる部分は岡本多喜子「戦前期の浴風会の状況」浴風会・高齢者施設処遇史研究会『浴風会ケース記録集』(2015年)と一部が重複することをお断りしておく。

## 2 関東大震災の被災状況

### (1) 9月1日の東京市の状況

1923(大正12)年9月1日(土)午前11時58分44秒に発生したマグニチュード7.9の関東大震災は, 神奈川県小田原の直下で最初の大きな断層の滑りが起こり, 約10秒から15秒後に三浦半島の直下で2度目の断層の滑りが起きて発生した。この本震につづき表1に示したように, 12時01分にマグニチュード7.2, 12時03分にマグニチュード7.3と大きな余震が2回起こっている。さらに12時48分にはマグニチュード7.1の3回目の余震が発生した。これらの余震による被害状況は, 本震の被害状況とは区別できない(Kajimaダイジェスト, 2003)。

関東大震災による被害は, 東京府と神奈川県を中心に死者, 行方不明者が約92,000人, 東京市の総面積の46%, 横浜市の総面積の28%が焼失し, 東京市では総人口の63%, 横浜市においても総人口の64%が住居を失うという惨事となった(大霞会3:626-629)。

火災による被害が大きくなった理由のひとつは, 台風の影響をあげることができる。当日は能登半島近くに弱い台風があり, 地震による火災を拡大してしまった(kajimaダイジェスト, 2003)。また東京の建物の脆弱性, とくに燃えやすい材料で作られた一般住宅とその密集については, 東京帝国大学地震学教室の大森房吉教授と今村明恒助教授がかねてより警告していた(Kajimaダイジェ

関東大震災の義捐金処分と浴風会の創設

表1 関東地震におけるマグニチュード7以上の余震とその影響

発生時刻	発生場所	マグニチュード	被害など
1923年9月1日 12時01分	東京湾北部	7.2	本震の被害と区別できず
1923年9月1日 12時03分	山梨県東部	7.3	本震の被害と区別できず
1923年9月1日 12時48分	東京湾	7.1	本震の被害と区別できず
1923年9月2日 11時46分	千葉県勝浦沖	7.6	勝浦で瓦落下などの小被害と小津波
1923年9月2日 18時27分	千葉県九十九里沖	7.1	東金で小被害
1924年1月15日 05時50分	神奈川県丹波山塊	7.3	神奈川県中部で大被害、死者19名

出典：KAJIMAダイジェスト2003.9 [http://www.kajima.co.jp/news/digest/sep\\_2003/tokushu/toku02.htm](http://www.kajima.co.jp/news/digest/sep_2003/tokushu/toku02.htm)

スト, 2003)。

当日の天気については、後に中央気象台長を務めた藤原咲平が、中央気象台もこの時に焼失して資料が灰となったにもかかわらず、詳細な記録を残している。藤原の記載を注に引用しておく<sup>(1)</sup>(藤原：1-11)。藤原によると、関東大震災がここまでの被害を出した気象上の理由として、「火事が此如く大事に至りしは第一地震の為に発火箇所多かりし事、第二地震に恐怖して消火に勉めざりし事、第三水道の止まりたる事、第四風勢の盛なりし事等なるべし。此中第四の風勢は大部分は火事の為に増したるものなるは別項述る所の如し」(藤原：10-11)とまとめている。

また同書には9月1日の午前1時から9月4日までの数か所の気温と風速が表示されている。中央気象台や内務省があった東京元衛町の気温と風速の変化を表2に示しておく。

この藤原の詳細な記録にあるように、9月1日は気温が26度で、台風の影響により朝から11m程度の風が吹く日であった。地震が発生した12時近くの気温は28.7度、風速12.3mであった。この風速10m強の風により、地震によって出火した火が燃え広がったのである。さらに火事により風がさらに強くなり、気温は上昇を続け、9月1日23時には風速21.8mを記録し、気温は32.7度となった。

表2 東京大火災当時の気象表

9月1日の気温、風速 (東京元衛町)			9月2日の気温、風速(東京元衛町)		
10時	26.7度	11.0m	1時	45.2度	16.9m
11時	26.3度	10.8m	2時	40.8度	15.4m
12時	28.7度	12.3m	3時	41.4度	13.8m
13時	28.1度	11.7m	4時	35.1度	10.5m
14時	29.5度	11.3m	5時	30.3度	10.2m
15時	29.7度	11.1m	6時	30.3度	7.9m
16時	30.0度	10.7m	7時	26.3度	7.9m
17時	28.3度	13.7m	8時	26.1度	5.4m
18時	29.1度	14.5m	9時	27.7度	4.6m
21時	30.3度	18.5m	10時	27.1度	4.4m
22時	31.9度	19.2m	11時	27.1度	5.1m
23時	32.7度	21.8m	12時	26.3度	5.6m
24時	37.1度	17.6m			

注：単位は付いていないため追加記載した。

出典：藤原咲平編『関東大震災調査報告(気象編)』12-15頁

その後も気温は上がり続け、9月2日(日)午前1時には45.2度となる。気温が平常にもどるのは震災から1日経った9月2日(日)12時である。その時間の気温は26.3度、風速は5.6mであった。

竹内六蔵『震災予防調査会報告』100号戊には関東大震災による東京府の死亡者60,196名(市部58,420名、郡部1,778名)の死因が示されている。それによると、圧死者が1,526(市部727名、郡部809名)、焼死者52,183名(市部52,178名、郡部5名)、溺死者5,258名(市部5,358名、郡部0名)、救護中死亡者1,121名(市部157名、郡部964名)としている(内閣府：209、竹内：235)。市部では多くの焼死者を出した被服廠跡地のあった本所区の死者が48,493名と最も多くなっている。焼死者の中には、地震による家屋の倒壊で下敷きになり、身動きが取れないところに火災により焼死した者も多くいたと思われる。圧死者の数では市部よりは郡部が多いことから、この点はいえるのではないだろうか。また郡部では救護中に死亡した者の数が市部よりも多くなっている。これは震災当初の医療的な対応が市部を中心に行われて結果と思われる。

## (2) 政治の空白と新内閣

関東大震災が発生する8日前の1923(大正12)年8月24日に、時の第21代総理大臣であった加藤友三郎が病死した。総理大臣臨時代理には外務大臣の内田房哉が務めた。大正天皇、皇后は田母沢御用邸に滞在中であった(北原：14)。このような時に関東大震災が起こった。加藤友三郎内閣は9月2日に正式に総辞職した。そして9月2日午後7時に新任式を終えて山本権兵衛内閣が成立する。内務大臣は後藤新平である。この間に、内田房哉総理大臣臨時代理によって、非常徴発令(勅令396号)、臨時震災救護事務局官制(勅令397号)、戒厳令(緊急勅令398号)とその適応範囲を定める法律(勅令399号)が出されている。また臨時震災救護事務局の最初の集まりは9月2日午後3時に内務大臣官邸でおこなわれた(北原：61-65)。

新内閣の成立を待たずに、これらの勅令が出されたことには、政治的な意図があると今井清一や北原糸子は述べている。今井は「関東大震災が起こったとき、摂政から組閣を命じられていた山本権兵衛は、憲政擁護運動が盛り上がった1913(大正2)年に第1次内閣をつくり、陸海軍の大臣・次官は現役に限るという軍部大臣現役武官制の改正など注目すべき改革を行っていた。今度の第2次内閣でも大物内閣を作ろうとして組閣は難航したが、大地震にあい、組閣を急いだ。内務大臣には、民間でソ連との国交回復工作を進めていた後藤新平、通信大臣には革新倶楽部のリーダーで普選論者の犬養毅をあてることになっていた。(略)この政変で政界に大きな変化が生まれることが予測されていた。第2次山本内閣の組閣を数時間後に控えて、内田臨時内閣が戒厳令の一部施行という重大事を決行したのは、これで生まれる山本内閣、とりわけ後藤内相の手を戒厳令でしばらくという魂胆とみられる。」(今井：182)と述べている。臨時震災救護事務局官制が山本権兵衛内閣の信任式以前に出されている点について、北原は「つまり、臨時震災救護事務局官制(勅令397号)もまた後藤新平の

手をしばる意図をもってたと。すでに就任することが明らかな震災内閣の中心となるべき内務大臣後藤新平が、東京市長時代以来抱き続けてきた都市計画案実施を牽制したものだ。彼は1920年に東京市長に就任、このとき8億円の東京改造計画を立て、『大風呂敷』の異名を取った人物である。焦土と化した帝都東京の改造に、ここぞ好機と持論の都市計画に踏み出す前に、まずは震災の救護が先だという枠がはめられたのだと。(北原：65-66)と述べている。この後に後藤新平は確かに東京の復興計画を予算化している。

この間の状況を『内務省史』では、政府は、「9月2日、戒厳令の一部施行とともに、罹災者の救護と人心の安定、秩序の維持を図るため、政府総がかりでこれに当たるという体制をととのえるため、同日夜、臨時震災救護事務局を設置することとし」(大霞会3：631)た。さらに「これに基づき、ただちに職員が発令され、内閣総理大臣を総裁に、内務大臣を副総裁に、関係各省次官・社会局長官・警視總監・東京府知事・東京市長(のちに神奈川県知事及び横浜市長を加えた)を参与に、関係各省・府県の高等官を委員・事務官にそれぞれ充て、(中略)さらに9月4日には横浜に事務局支部が設置されたが、これら救護事務局の組織は、内務省を中心として、700名にのぼる関係各官庁官吏がほとんど総動員の状況の下に任命され、本官在任のまま局務に従事することとなった。

内務省の大手町庁舎はすでに焼失し、霞が関の内務大臣官邸を仮庁舎としていたので、救護事務局職員も全員官邸に集合し、昼夜衣帯を解かず炎天下に出勤し、また星空の下、芝生で会議を開き、夜は椅子を並べ、あるいは床上に一夜を明かす状態で、……」(大霞会3：631-632)であったと記されている。

注(1)にも示したように、関東大震災の火災により、内務省本省は午後3時に焼失し、社会局は風向きが変化したことで、焼失をまぬかれた。そこで、土曜日の12時前という勤務終了直前の大震災に対し、各省庁の官吏はそれぞれの担当で被害状況を調べていたと思われる。内務省職員は社会局に集まっていたであろう。内務省のある元衛町は風と火災により気温は40度にも達していた。

その中で多くの職員は2日目を迎えることになる。そして9月2日に臨時震災救護事務局が発足した。

各事務官が本務に復帰したのは10月下旬で、翌年1924(大正13)年3月末日に臨時震災救護事務局を廃止し、社会局第2部に救護課を設置して残務整理をすることになった(大霞会3:633)。臨時震災救護事務局が廃止され、内務省に「四月 社会局分課規定改正 第二部に救護課を置き、臨時震災救護事務局廃止後の残務処理を主管す。九月 社会局分課規定改正 第二部に住宅課を設置し、住宅の供給改善に関する事務を主管す。(略)十二月 社会局分課規定改正 行政整理の結果各課管掌事務を整理する為及び大震災に依り健康保険法の実施が延期に決定した事に対処するため。1 臨時健康保険部の廃止 2 第二部は第一課、第二課を夫々保護課、福利課と改めこれに職業課、健康保険課及救護課を加えて五課となり、住宅課は廃せられ住宅の供給改善に関する事務は福利課が主管し、又職業課の主管事務中に移植民の保護奨励に関する事務が加えられた。」(厚生省社会局:159-161)ことからわかるように、社会局が扱う範囲は増加していった。住宅課が縮小された背景としては、1924(大正13)年5月に財団法人同潤会が設立されたことが影響していると考えられる。

1923(大正12)年12月27日に第48回通常議会在開会されることになり、摂政宮裕仁(昭和天皇)が貴族院に入るために虎の門付近を通過中に銃で攻撃されるという「虎の門事件」が起こった。この事件の責任を取り山本権兵衛内閣は総辞職した。年明けに清浦圭吾内閣が成立したが、1924(大正13)年1月に皇太子(昭和天皇)の結婚式が行われた後の1月31日に議会の解散が宣言された。その年の5月に総選挙が実施され加藤高明が首相となった。加藤内閣の内務大臣は若槻礼次郎である。

皇太子の結婚式、政治の混乱により、関東大震災の被災者支援については社会的な関心が減少していった。そして支援体制よりは復興に多くの人々の関心は移っていった。現実には多くの被災者が不安な生活を送っていたが、社会的

には震災による不安な気分は一掃された(北原：530-356, 西村：39)。

### (3) 被災者支援

1923(大正12)年9月4日には内閣の用箋でマル秘と記載された文書が残っている。それは「閣甲一四三号十二年九月四日」で「今回ノ震災ニ付テハ不取〇別紙ノ通処置ヲ為スコトニ閣議決定相成然ハレシト認ム」としている。そこには「一、千葉県習志野及下志津演習廃舎ニ一万五千人ヲ容ルヘキコト」を初めとしてテントや米の炊き出し、軍からのパンの給付、赤十字社派遣、火災保険金の支出を審議するなど24項目が記載されているが、社会事業に関連する内容の記載は見当たらない(北原：77-81, 国立公文書館, No.1)。

北原によると「東京、横浜が震災で焼け野原となり、そこに留まることができない罹災者たちは、9月3日以降、公式に鉄道無料乗車券が認められ、地震による損傷が少なく開通していた鉄道、あるいは提供された船舶などによって地方へのがれた。その数は80万とも100万ともいわれている。」(北原：240)という。被災者の支援を行う上でも、被災者が独自に被災地から逃れてくれば、救援活動を行う上では対象者が減少するので助かる面もあったと思われる。

また多くの人々は、家族・親族・知人などの安否の確認をするために情報を必要としていた。この情報提供を行ったのは東京市政調査会(現・公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所)<sup>(2)</sup>であったという。東京市政調査会は山本権兵衛内閣の内務大臣であった後藤新平が1922(大正11)年2月24日に設立した機関である。東京市政調査会の設立には安田善次郎(初代)の寄付金の申し出を受け、2代目安田善次郎により350万円の寄付がなされた(後藤・安田記念東京都市研究所ホームページ)。現在は日比谷公園内にあるが、当時は日比谷公園正面の愛国生命保険会社の3階に事務所があった。そこで、「警視総監と相談して日比谷公園に救護部を設け、『尋ね人』の仕事を中心に案内的な事務を開始したのだという。集団的に避難者がいる所へ調査員を派遣して避難者の氏名

をカードに書き込み、これを区分整理したものを公園内のテントで一般の閲覧に供したのである。」(北原：115-116)という。9月15日、16日には新聞社と協力して避難者氏名と避難場所の一覧表を掲載した。この作業はボランティア学生を中心として行われ、9月末以降は東京市政調査会から東京帝国大学の学生有志が中心となった「東京被災者情報局」が継続して行った。この責任者を引き受けたのは東京帝国大学法学部教授の穂積重遠である(北原：116-117)。

被災の救済としては、まず食料の配布、生活を送る場所の設営ではないだろうか。食料や水に関しては、すぐに国内外からの支援が始まった。住居を失った者への対応としてはバラックの建設がある。北原糸子『関東大震災の社会史』から、被災者のための公営バラック建設の状況をみってみる。それによると、9月4日に小石川植物園内の植物園内バラックが収容を開始している。このバラックは6畳で22棟432室用意され、590世帯、2,134人が収容されたとしている。その後は9月10日に新宿御苑に6棟、8畳で172室、328世帯、1,181人の収容者があり附属施設として揚物と荒物を扱う商店1か所がついている。9月12日には東照宮前、芝新公園、15日には芝離宮、19日には九段バラックと比較的広い敷地のある公園や学校などを中心に、10月14日の聖天町公設バラックまで東京市や各区などによって建設された。各バラックでは立退予定を聞いており、早いものは2～3日中、10月や11月との回答もあるが、未定が大半であった(北原：172-173)。このほかに三井家が今井町の三井邸バラックと称されるバラックを私費で建設し、さらに公的なバラックを建設している(北原：183-196)。これは三井組からのバラック建設寄付の申し出や三井家の救済事業委員会が内務省に申し出たことで建てられたものであるという(北原：196)。

国立公文書館の「関東大震災」No.15には「東京市集団バラック収容人員調」がある。これによると、1923(大正12)年9月17日が最初の調査日で、収容人員は103,998人となっている。この数字が一番多く、第2回目となる9月30日には収容人員が83,745名と減少している。第5回目の調査日である11月5日は

84,133人と増加し、第6回目の11月30日には87,493名、第7回目の12月1日には21,214世帯、87,690人となっている。その後は減少を続け、1924(大正13)年11月30日には12,925世帯、45,586人となった。この調査は1925(大正14)年1月20日まで行われており、この回は世帯数のみの調査で9,316世帯となっている(国立公文書館, No.15)。震災から1年3カ月がたっても、約46,000人がバラックで生活していたのである。

東京市社会局『罹災要救護者収容所概要』(昭和2年7月)によると、東京市が管理しているバラックは1924(大正13)年10月初旬から3期に分けて撤去している。当初はバラックの入所者は焼け跡の復旧とともに自然に退去すると予測していた。しかしその予測ははずれ、上記のように多くの者がバラックで生活していた。「バラック数60箇所、世帯数11,840世帯、移転先内訳同潤会本住宅160世帯、同仮住宅1,178世帯、府営住宅219世帯、市営住宅816世帯、古石場収容所要救護者475世帯其他自費8,992世帯(以上)」(東京市社会局:49)となっている。

ここでは要救護者についてみる。東京市社会局『罹災要救護者収容所概要』では1925(大正14)年12月末日の要救護者世帯状況を調べている。世帯数は429世帯、1,509人の状況をみる。1歳から10歳が508名で33.7%、11歳から20歳が243名16.1%、61歳から70歳が95名で6.3%、71歳以上が48名で3.2%である。これらの者に対し、昭和2年までの状況をみると、自由撤退者76世帯、社会事業団体に委託せしものとして、1925(大正14)年養育院4世帯4名、1926(大正15)年養育院6世帯10名、加命堂精神病院1世帯1名、1927(昭和2)年浴風会4世帯8名、養育院1世帯2名で、合計が16世帯24名である。その他は救助金交付による撤退者として386世帯となっている。この386世帯に対し、自立助成金・特別救助金・住宅料救助・敷金救助で合計69,069円が交付されている。単純に割ると、1世帯当たり約171円となる(東京市社会局:54-55, 80-81)。

浴風会は1927(昭和2)年2月1日から、これまでの委託収容者とは別に、浴

風会の養老院である浴風園に利用者を迎えている。上記の記載では浴風会には古石場のバラックから4世帯8名が入所している。浴風園の初期利用者は、横浜市で被災した者も含め、設立の主旨に合った人々、つまり関東大震災の被災者である。その後も関東大震災で被災して浴風園に入所してくる者がおり、救助金交付によりバラックから撤退した中には、その後の生活が困難となり浴風園に入所した高齢者や、東京を離れていたがその後に帰省したが生活が成り立たなくなり浴風園に入所したものがある。バラックの撤退ですべての要救護者が社会的な安定的な生活を継続して遅れていたのではないと考えられる。

### 3 義捐金と関係団体の成立

#### (1) 義捐金

関東大震災への支援物資や義捐金は、国内はもとより海外からも多数届けられた。国立公文書館に保有されている関東大震災関係資料のなかにある大正12年9月8日付の内閣の野紙で書かれた「別紙在紐育勝財務官ヨリ大蔵大臣宛電報回覧ニ供ス」(大乙四号)では、震災の状況が誇大に報道されて、当地財界に誤解が広がっている。市場の鎮静化を計りたいので災害程度を至急知らせしてほしい。義捐金募集の大統領布告で同情が集まり、アメリカ赤十字社予定の500万ドルを超えそうであり、すでに25万ドルが集まっている。各銀行からも5千万ドル、2万5千ドルと義捐金が集まっている(国立公文書館, No.4)、としている。この文は貴族院の原稿用紙に書かれていた。海外での関東大震災報道を確認していないが、「誇大報道」であったかは疑問である。海外に勤務する者にとっては、関東大震災の被災状況を想像することは困難であったと思える。

大正12年9月11日内閣書記官長名で各大臣に出された通牒「今次ノ震災ニ就キ列国ヨリ寄贈スル救護事項ニ対する帝国政府ノ態度綱領ニ関シ別紙ノ通…」という文書では、食料や他の必需物資の提供は喜んで受けるが、人の派遣につ

いては断るとしている(国立公文書館, No.5)。

その結果, 物品については被災者に配布したが, 義捐金は下賜金が1,000万円その他, 国内義捐金37,489,384円, 外国義捐金22,115,417円などで総額は65,989,577円にのぼった。これらは震災支援に使用されたが, その残金により, のちに同愛記念病院, 浴風会, 同潤会, 啓成社が設立された(大霞会 3, 638)。『内務省史』に記載はないが, 大正15年「六月 財団法人児童愛護会設立 関東大震災の際の恩賜金及義捐金を基金とす。」(厚生省社会局: 163)との記述がある。関東大震災の義捐金により, 病院, 住宅, 養老事業, 障害者, 児童に関する新たな事業が展開されていることがわかる。

臨時震災事務局が閉鎖され, 内務省社会局第二部にその事業移ったときに, どの程度の義捐金額が移管されたかは定かではない。しかしその後には, 先に示した事業や救済施設を建設している。

## (2) 内務大臣後藤新平の動き

なぜこのような事業が関東大震災を契機に実施されたのであろうか。そのひとつのヒントになるのが, 後藤新平の動きである。

北原は「震災発生から2週間を経過した9月16日, 内務大臣後藤新平は内閣総理大臣山本権兵衛に義捐金処分案を提案した。」(北原: 331)としている。国立公文書館の関東大震災関係資料No.10には「別紙内務大臣請議義捐金処分ニ関スル件ハ相当ノ儀ト被認ニ付請議ノ通閣議決定相成然ルベシ 指令案 義捐金処分ノ件請議ノ通 大正十二年九月十七日」(内甲第二二七号 大正十二年九月十七日)とある。次の頁には社会局の罫紙により大正十二年九月十六日付けの内務大臣子爵後藤新平から, 内閣総理大臣伯爵山本権兵衛殿宛の「義捐金処分ニ関スル件」が綴られている。そこでは, 治療所や浴場などの応急施設の設置などとして支出した義捐金の残金についての処分方法を提示している。そして「三, 左記応急施設設備 予定支出額ハ更ニ案ヲ具シ経伺スルモノトス」と

して以下の7項目をあげている。それは「1. 罹災地ニオケル簡易浴場ノ経営又ハ補助 2. 同簡易治療所ノ経営ハ補助 3. 同日用必需品ノ簡易市場建設 4. 孤児迷子及扶養者ナキ老廃者ノ仮収容所ノ経営 5. 死亡者遺族ニ対スル葬祭料ノ給付及追悼会施行 6. 細民住宅ノ建設 7. 罹災民旅費ノ補助トシテ一円乃至五円ヲ交付スルコト」(北原：2011：331-332, 国立公文書館, No.10)とし、備考として15日までの一般からの義捐金の受付額は274,758円85銭としている(北原：331-332, 国立公文書館, No.10)。

さらに公文書館の同資料No.9に「別紙内務大臣請議恩下賜金処分ノ件ハ相当ノ儀ト被認ニ付請議ノ通閣議決定相成然ルヘシ 指令案 御下賜金処分ノ件請議ノ通り 大正十二年九月二十日」(内甲第二二八号 十二年九月十七日)として内閣の野紙に書かれている。この綴りの中に、大正12年9月3日の宮内省からの手紙が入っており、そこには「一金壺千萬圓 右 天皇陛下震災ニ付被害慘状ヲ極ムル趣被聞召賑恤ノ思召ヲ以テ下賜相成候事」とされている。大正天皇からの下賜金1千万円は9月3日決定している。大正12年9月16日付けで内務大臣子爵後藤新平は、宛先を内閣総理大臣伯爵山本権兵衛殿で、「御下賜金処分方法閣議請議之件」として、罹災者に現金を分配する、物資を購入して配給する、扶助者のない幼老婦女を収容するなどの応急的社会施設をつくるという3つの方法をあげた上で、後者の2つは対象とする範囲が限定されてしまうため、天皇からの救恤を最も適切な方法として罹災者に届けるのは現金で配分することであるとしている。その際に罹災者を特定するのは困難であるが不可能ではないので、「御下賜金壺千萬圓ハ左記標準ニ依リ罹災府県ニ分配シ府県知事ヲシテ現金ヲ以テ罹災者ニ分配セシムルコトニ決定致度 右閣議ヲ請フ」(国立公文書館, No.9)とし、次の頁には「分配基準 一. 死者一人ヲ一〇割トス 二. 全焼, 全潰, 流失ニ会ヒタル戸数一ヲ一〇ノ割合トス 三. 半焼, 半潰ニ会ヒタル戸数一ヲ五ノ割合トス 四. 負傷者一人ヲ五ノ割合トス」(国立公文書館, No.9)としている。この後藤新平の案は認められ、1923(大正12)年11

月15日には全国一斉避難民調査が行われた。調査員の選定は1921(大正10)年10月に実施した第1回国勢調査の経験を活かして人選を行った(北原：279-287)。また北原によると「実際の金額は一の死者に加え行方不明者に対してそれぞれ16円、住宅全焼12円、全潰に対しては8円、半焼・半潰に4円、負傷者4円ということになった。」(北原：334)としている。

後に浴風会へ入所した高齢者の中にも、持参金として下賜金を持っている者がいた。これらの者は関東大震災で家を失ったか家族を失った者であった。

### (3) 池田宏の影響

ではなぜ、後藤新平は1923(大正12)年9月16日という早い時点で提起した「義捐金処分ニ関スル件」のなかで、「4. 孤児迷子及扶養者ナキ老廢者ノ仮收容所ノ経営」を提示したのであろうか。北原によると、9月4日には後藤新平は渋沢栄一を呼び、罹災救助と経済安定への協力依頼をしている(北原：83-88)。また日付は不明であるが、国立公文書館のNo.13に「帝都復興ニ関スル根本方針」という書類がある。北原によると、それは後藤新平が起草したものという(北原：89)。その書類の最後には「帝都復興事情ノ順序」として10項目が示されている。最初は罹災後の整理で、最後に「一、其ノ他警備及各種社会政策的施設ヲ為ス」とある。「警備及」の文言は後に追加されたものらしく吹き出しで書かれている。ここで述べられている「社会政策的施設」が何を指すのかは不明であるが、その後の展開から考えると医療機関・公営住宅・公営市場・職業紹介所などではないかと思われる。

北原は内務大臣後藤新平が次々に震災処理を進めていった背景に池田宏の存在を指摘している。池田は震災直後に内務省社会局長となるが、局長就任直後に後藤新平宛に震災処理に関する進言を書簡で行っている。その書簡の一部が後藤の9月16日の請議やその後の政策と重なる部分があるとしている(北原：346-347)。

後藤新平は1916(大正5)年10月に成立した寺内内閣で内務大臣兼鉄道院総裁となり、1917(大正6)年に内務省地方局に救護課を新設した人物である。1919(大正8)年11月に救護課は社会課となり、1920(大正9)年8月に内局としての社会局となり、第一課と第二課を置いた。1922(大正11)年11月に外局としての社会局が創設された(厚生省社会局：145-155)。1920(大正9)年8月26日に池田宏は内局としての社会局長となったが、後藤新平が1920年12月に東京市長となると永田秀次郎、前田多門とともに東京市の助役となった。池田は1917(大正6)年10月に後藤新平が設立した都市研究会の理事となっている。そして1923(大正12)年9月5日に内務省社会局長となった。池田は1881(明治14)年7月30日に静岡で生まれ、1905(明治38)年7月に京都帝国大学法科大学法律学科を卒業、同年11月30日に内務省の地方局から始まり、その多くの時間を土木関係部署に所属していた(池田宏遺稿集刊行会：825)。

池田の著作のほぼすべては都市計画、建築、住宅に関するものであるが、唯一「社会事業の基本観念」というタイトルで『都市公論』第4巻2号(大正10年2月)に書かれたものがある。『都市公論』は後藤が設立した都市研究会の機関誌である。ここで書かれている内容は、当時の進歩的官僚の一人としての池田が持つ見解である。それは「社会有機体論」であり「社会連帯」の重視、家制度の重視である。この論文の副題は「社会事業の必要と其の観念＝個人主義に立脚する社会事業と家族制度を中心とする社会連帯観念」である。この中で池田は、世の中が進歩して文明が進むにつれて、かえって悲惨な状況に陥る人が増え、その程度も深刻になるという不思議な現象があると述べる。それらの人々の救済はまずは「血族団体を基礎とする家族相互扶助の精神こそは我国地方公共団体の基本観念たる隣保相扶の精神の出発点」(池田：16)としている。さらに社会政策や社会事業と言って社会の禍外を除いて福祉を増進し、文化生活の普通向上を図ろうとするには個人主義を制することで、それは国情に応じて社会連帯主義を以てすることが有力な解決方法である(池田：17)、としてい

る。これに続き「例えば若し茲に鰥寡孤独の者ありとせば之が扶助は第一に血族関係を有する親族間の情愛の発露に俟つべく、親族間に適當の扶養者無くむば隣保相扶の誼に委ぬべく、隣保の力及ばざるに於いては地方の公的施設に依るべく、地方の公的施設の力も尚及ばざるものあるに於いて始めて民族相扶くる国家の施設に依らしむべきもので、斯の如きは我国情我民族に敵し所謂社会連帯の觀念にも合致すること、思ふ。」(池田：17-18)と書かれている。さらに施設社会事業が増加している点に触れて、「されば此の種の事業に対しては国又は公共団体に於い進むで適當なる指導監督助成の任に膺り自ら地方の先覚者又は指導階級を以て任ずる者に於ても之が指導誘液に全力を注がねばならぬと思ふ。」(池田：18)としている。

この文は池田が東京都の助役時代に書かれたものであるが、恤救規則のみの時代にあつて、社会事業に一定の理解を示しているともいえる。この点について、田子一民は「池田さんは感化院長として一風格ある仁を父としていられただけに社会問題に対しても深い関心を持たれ、頭腦明敏で、意思の強固な、そして計画、立案行くとして可ならざるなしという学者的風格の仁であつた。不幸早世されたが、天、氏に歳をかせば我が国に何ものかを残される偉材であつたと思う。」(厚生省社会局：5)と述べている<sup>(3)</sup>。

このような池田宏が後藤新平の側近にいたことが、後に関東大震災の義捐金によって同愛記念病院、同潤会、啓成社、浴風会、愛護協会の設立に何らかの影響があつたのかもしれない。池田宏の略年譜から一部抜粋してしてみる。

大正9年9月28日内務省社会局長

同年9月29日に財団法人協調会理事

同年12月25日東京市助役

大正10年9月29日に財団法人日本青年館理事

大正11年1月財団法人生活改善中央会評議員

関東大震災の義捐金処分と浴風会の創設

同年2月14日財団法人東京市政調査会理事  
大正12年6月8日東京市助役退任  
同年9月5日社会局長官及び財団法人中央社会事業協会副会  
同年9月29日兼任帝都復興院理事 帝都復興院計画局長  
同年10月23日恩賜財団済生会評議員  
大正13年5月23日財団法人同潤会理事  
同年12月15日京都府知事  
大正15年3月23日財団法人日本青年館参与  
同年9月28日神奈川県知事  
同年10月1日財団法人同潤会評議員  
昭和4年4月12日専修大学講師  
同年7月5日依頼免本官  
昭和5年3月31日大阪商科大学講師  
昭和6年1月29日財団法人日本栄養協会評議員  
昭和7年1月26日財団法人中央社会事業協会評議員  
同年3月26日大阪商科大学市政学会会長  
昭和8年3月15日財団法人浴風会理事

さらに昭和8年8月31日京都帝国大学法学部講師などある。そして1939(昭和14)年1月7日に享年59で死去している(池田宏遺稿集刊行会：825-826)。

これを見ても分かるように、池田は関東大震災以降、財団法人中央社会事業協会、財団法人浴風会という社会事業に関する組織とかかわっている。当時の社会事業が住宅改良事業も含んでいたことを考えると、財団法人同潤会も社会事業の一部といえる。ちなみに、池田宏遺稿集刊行会の住所は東京市麴町区霞ヶ関三丁目三番地・同潤会館となっている。

## 4 義捐金により成立した組織

### (1) 同愛記念病院

『内務省史』によると、1,000万円の下賜金の外に内外の篤志家から義捐金品が贈られ、「これらの義捐金が、食糧費・衣類費・衛生医療費・小住宅費・社会施設費・その他救護諸費に充当されたことはいうまでもないが、同愛記念病院・浴風会・同潤会・啓成社等、永く後世に残る施設もこの義捐金によって設立されたのである。」(大霞会3：638)とある。このなかで、同愛記念病院は『内務省史』の「内務省関係団体」(大霞会1：731-735)には掲載されていない。つまり、内務省の関係団体ではないのである。その理由は、同愛記念病院のホームページの記載で明らかとなっている。そこでは、同愛記念病院の沿革を以下のように記している。

大正12年9月1日、関東大震災に際し、当時のウッズ駐日米国大使は、直ちにその惨禍の詳細を本国政府に報告するとともに、迅速な救援を上申しました。クーリッジ大統領は、直ちに米国赤十字社を日本救援事務所本部に指定し、『あらゆる力を傾注して、迅速に援助の途を講ずべき』旨の教書を発しました。

これにもとづき、米国赤十字社が中心となって救援金品の募集に着手し、あらゆる機会を利用して米国全国民に日本の救援を呼びかけ、大衆もまたこれに呼応して熱烈な同情をわき起こすようになりました。その結果、大正12年9月から大正14年2月に受領したものに至るまで、義捐金の総額は1,960万ドル(当時邦貨換算6,860万円)の多額に上りました。

日本政府は、このような米国民の深厚な同情と友愛とを永久に記念し、被災民を始め、一般貧困者の救援のため、駐日米国大使の同意を得て義捐金の一部約700万円(当時)を割いて、震災中心地域に救療事業を行う病院を設立することに決し、その結果、大正13年4月28日内務大臣の許可を得て、財団法人

人 同愛記念病院財団(旧財団)が設立されました(同愛記念病院ホームページ)。

同愛記念病院ホームページによると、病院は一般病院とし、経営方針は無料または軽費を原則とし、病院の位置はなるべく本所深川方面とし、名誉会長に駐日米国大使を推薦するなどの基本方針が出された。病院は陸軍被服廠に近い安田邸跡に決定し、1929(昭和4)年6月15日に診療を開始した。その後、太平洋戦争により日本はアメリカ合衆国に対し宣戦布告をおこなう。その間は同愛記念病院にとっては冬の時代といえよう。1942(昭和17)年6月25日、日本医療団が結核対策及び無医村対策を柱に設立された。同愛記念病院は1945(昭和20)年3月31日に厚生大臣の許可を得て解散し、4月1日に日本医療団に合併し、日本医療団中央病院として戦災者の医療救護にあたった。戦後、同愛記念病院は復活し、社会福祉法人として現在もその地で医療を提供している。

## (2) 同潤会と啓成社

同潤会の設立については、同潤会専務理事であった宮澤小五郎が著した『同潤会十八年史』に次のように記載されている。「災厄直後の応急施設漸く緒に就くや、政府は更に復興事業の計画を進め、其の一端として庶民生活の復旧再生の方策を講ずることとし、先ず『住』の問題が罹災者生活安定の根本をなす施設であると共に、災厄に依って不具廢疾となった者に職業の再教育を施し、更生の光明を與ふることの緊切なる事業なるを認め、此の二大目的を完遂する為大正13年3月31日閣議の決定を以て、義捐金中より1千万円を支出し、財団法人を設立することになったのである。此の重大な責務を負ふて創設されたのが即ち『財団法人同潤会』であり、諸般の手続きを経て、大正13年5月23日付けを以て設立の指令が下付された。」(宮澤：1-2)

その後、同潤会は「……不具廢疾者に対する収容並びに教育の如きも、施設の進展に伴ひ、その機能を發揮せしむる為には、寧ろ之を同潤会より分離して

独立経営せしむるの適切なるを認め、昭和3年3月31日評議員会の同意を得て、寄付行為を改正して之か独立を図り、……」(宮澤：6)、財団法人啓成社が誕生した。啓成社は一般財団法人啓成会として、現在も東京都豊島区を中心として事業を展開している<sup>(4)</sup>。同潤会は、住宅営団の設立によって、1941(昭和16)年5月で解散した(宮澤：序1)。

内務省は当初、高齢者施設の運営を同潤会に委託することを検討していた。しかし後述するような経緯から、財団法人浴風会を設立することで、高齢者施設に関して同潤会はかかわらないことになった。

同潤会は解散までの18年間に被災者が当初のバラックから移るための仮住宅、普通住宅、アパートメント、共同住宅、勤労者向分譲住宅、職工向分譲住宅、受託住宅を156,966戸建設した(宮澤：9-10)。そして仮住宅をはじめ、それぞれの住宅には、福祉施設と称する設備を設置している。仮住宅では、託児所・授産所・救助費給与・訪問婦・仮設浴場・診療所・小資融通及び人事相談・職業紹介を設置している(宮澤：20-21)。普通住宅やアパートメントでは児童遊園・テニスコート・娯楽室・診療所・公益質舗・食堂・授産所などが、住宅の建設地区の特徴などを考慮して設置されていた(宮澤：42-44, 76-78)。これらは集合住宅を建設するにあたって、今日でも参考になる考え方であるように思える。実際にタワーマンションなどの高層住宅においても、住民が集える場所を設置して居住者の交流の場としていたり、医療機関を設けたりしている。しかし同潤会の住宅建設と福祉施設と称した施設の建設意図とは、少し異なるのではないだろうか。タワーマンションと比較するのは適切ではないかもしれないが、建物とそこに暮らす人々の支援を考えた各種機能を持った場所の配置などは今日でも参加とすべき点があるように思われる。

### (3) 児童愛護会

財団法人児童愛護会にかする資料は寡聞にして探すことができなかった。『財

## 関東大震災の義捐金処分と浴風会の創設

『財団法人児童愛護会概要』昭和6年5月、『財団法人児童愛護会事業報告書』として「昭和6年至8年度」「昭和9年至12年度」については、存在は確認できたが、内容の確認はできなかった。『財団法人児童愛護会事業報告書』昭和11年度、昭和12年度については、国会図書館の近代デジタルライブラリーで読むことができるが、設立の詳細については書かれていない。『財団法人児童愛護会事業報告書』昭和11年度版は昭和13年6月10日の発行で、その内容は一宮学園事業報告、学費補助事業報告、居宅児童保護事業報告、健康相談所事業報告からなっている。財団法人児童愛護会の住所は「東京市麹町区霞が関3丁目3番地四 同潤会館四階」となっており、代表者は武田眞量となっている<sup>(5)</sup>。

そこで、財団法人児童愛護会の後身である社会福祉法人児童愛護会のホームページから見ていくことにする。

児童愛護会 大正15年6月10日に財団法人として設立認可を受け、事務所を東京都麹町元衛町1番地に置かれた。その設立趣旨は、大正12年関東大震災罹災者の児童を保護・教育することを目的とし、その基金は恩賜金並に義捐金160萬余円であった。その後年月の経るに従って、対象児童を罹災者の児童のみに限るのは意義のないこととして寄付行為を変更した。生活の豊かでない一般家庭の児童の保育教養を行うことを目的とし、この趣旨を達成するための事項を事業とした。

1. 虚弱児保育教育事業(一宮学園)
2. 学資補助事業
3. 前各号の外児童の保育及び教養上必要ありと認める事項

昭和16年以降第二次世界大戦の深まりと共に会の事業遂行はとみにその困難さを深め、敗戦後の日本経済社会の混乱の中に会の財政的基盤もまた弱体化を免れなかった。昭和25年11月1日、事務所(当時、東京都千代田区三年町1番地21号)を、一宮学園所在地千葉県長生郡一宮町一宮389番地に移した。

## 関東大震災の義捐金処分と浴風会の創設

昭和26年社会福祉事業法施行に伴い、会は社会福祉法人に改組。昭和27年5月19日認可された。その事業目的は虚弱児施設一宮学園と養護学校一宮学園の設置経営に改められた。昭和55年度より逐次義務教育を一宮町立一宮小・一宮中に移管し、昭和57年度末をもって養護学校を廃止した。平成6年4月精神薄弱者更生入所施設青松学園を開所。平成8年12月特別養護老人ホーム一宮苑及びケアハウス楠の木ホームを開所。平成9年6月から一宮町と長生村より委託を受けてデイサービスセンター一宮苑開所。平成9年12月より一宮町より委託を受けて在宅介護支援センター一宮苑開所。平成10年4月1日児童福祉法の改正に伴って虚弱児施設が廃止となり一宮学園は児童養護施設と種別、名称が改まる。平成15年3月、茂原市の知的障害者更生施設「長生厚生園」を吸収合併する。

また年表としては以下のように書かれている。

- 大正15年 財団法人として設立認可
- 昭和2年 一宮学園竣工 定員100名
- 昭和3年 定員を150名に増員
- 昭和27年 社会福祉法人として認可  
事業目的：虚弱児施設一宮学園・養護学校一宮学園の設置運営
- 昭和58年 養護学校廃止  
町立小中学校に全面登校開始
- 平成6年 知的障害者更生施設 青松学園開設
- 平成8年 特別養護老人ホーム一宮苑・ショートステイサービス一宮苑・  
デイサービスセンター一宮苑・在宅介護支援センター一宮苑・  
ケアハウス楠の木ホーム開設
- 平成10年 児童福祉法改正に伴い虚弱児施設一宮学園が児童養護施設一宮

## 関東大震災の義捐金処分と浴風会の創設

### 学園となる

平成11年 一宮学園定員を認可を得て152名とする

平成15年 社会福祉法人長生福祉会を吸収合併

現在では、児童養護施設 一宮学園，障がい者支援施設 青松学園・長生厚生園，特別養護老人ホーム一宮苑，ケアハウス楠の木ホームを千葉県一宮市で展開している（児童愛護協会ホームページ）。

### （４） 浴風会

内務省社会局が関東大震災から1年が経過した1924(大正13)年9月に実施した「罹災要救護者調」では、表3にあるように要救護者654人中「年齢六十歳以上ノ者」は586人であった(浴風会, 1935: 8)。

当初、震災被害に対する皇族各宮家からの下賜金の取扱いについては決められていなかった。臨時震災救護事務所が閉鎖され、その事務は内務省に引き継がれた。内務省では、東京府・神奈川県、東京市及び横浜市などの被災地の関係者と協議をした。その結果、震災で被災した扶養者のいない障害者や高齢者の施設を、どこかの団体に委託することを考えていたが、金額が大きいため、関東大震災の被災者救済のみではなく、その後も継続的に事業を行うことが可能となる施設を建設して運営することとした。そのために、新しく財団法人を設立することとなった。当時の内務大臣であった若槻礼次郎に対し下賜金50万円

表3 罹災要救護者調(大正13年9月調)

(人)

	東京市	東京府郡部	神奈川県	計
年齢六十歳以上ノ者	152	212	222	586
不具者	9	8	13	30
廢疾者	24	2	12	38
合計	185	222	247	654

出典：浴風会『浴風会十周年記念誌』, 1935, 8頁

## 関東大震災の義捐金処分と浴風会の創設

と寄付金150万円の合計額200万円を交付し、若槻が設立者となって寄付行為を定め、1925(大正14)年1月15日付けで内務大臣の許可を得て、財団法人浴風会が設立された。

この間の事情を示す文書が浴風会に残っている。内務省は当初、高齢者施設の運営を関東大震災後の住宅再建を主な目的として設立された同潤会に委託することを検討していた。『浴風会八十周年史編集委員会ニュース』5号にはその間の状況についての記載がなされている。「大正十三年七月十六日、内務省は『震災義捐金ニ依ル老廃失収容所建設ニ関スル件』を起案した。その写しが保管されている。内容を意識すると『関東大震災によって扶養者を失い、その為に自活の能力の無くなった老衰者及廃失者数が六百名を超えるので、老廃者の収容所を建設してその余生を保護し天寿をまっとうしてもらおうよう、(中略)この件は震災救護の目的をもって設立された財団法人同潤会に委託し、同会の特別事業として経営されることが適当と思う。(後略)。』というものであって、別紙として同潤会長宛の協議書案も作られている。しかし、これは社会局長官までの決済は済んだのだが、次官の印はなく、ここで廃案となってしまったらしく、廃案という字を丸で囲んで書いてある。その二ヵ月後の九月二十三日、今度は同じ案件名で、起案内容も、前段は殆ど同じ内容であるが、『(中略)結局一つの財団法人を組織してその法人に本事業の経営をさせるのが適当であるとの結論に達した。(後略)。』とあって、こちらの方は大臣まで決裁が済んでいる。」(浴風会、2005:192)としている。このような紆余曲折があったが、ともかく浴風会は誕生する。

内務省が浴風会に期待していたことは、「由来我国の養老事業は古くより施設せられたに拘らず、他の社会事業に比して事業甚だ振はざるものもあり、規模設備の上にも改善を要するものが多々あった。斯る実情に鑑み、浴風会収容所建設に関しては第一に収容定員を出来得るだけ大にし、第二に建設設備に於いても模範を示し、第三には収容者処遇の上に遺憾なからしめることを主眼と

した。斯くて将来益々その必要の感ぜられる養老事業設備の先駆たらんことを期待したのである。】(浴風会, 1935: 8)とあり、浴風会への大きな期待があったことがわかる(岡本: 3)。

先にみた内務省社会局の調査結果から、浴風会の定員は500名と決められた。「…さて五百人を収容すべく幾何の病床を要するかが次の問題であったが、先づ収容者の二割は病者と見て、百の病床を用意する必要がありました。次に収容所の形態を如何にすべきかも重大な問題であった。収容保護施設としては、全部家庭寮組織とすることが最も望ましいけれども、経営即ち管理上又経済上集団寮組織も考えねばならぬ為、並びに本会は両組織を併せ採用することとなったのである。】(浴風会, 1935: 8-9)

このような経緯のため、1925(大正14)年1月15日に浴風会が許可された時の事務所の住所は、東京市麹町区元衛町1番地の内務省社会局内に置かれた(浴風会, 1935: 212)。この住所は同潤会と同じで、同潤会も設立以降1926(大正15)年6月に、東京市麹町区大手町1の1の警察協会所有の建物を賃貸して移転するまでは、内務省社会局に事務所を置いていた(宮澤: 7)。

## 5 浴風会の創設

### (1) 浴風会関係者と同潤会

浴風会の幹部についてみる。会長は若槻礼次郎、6名の理事は元徳島県知事・三宅源之助、社会局長官・長岡隆一郎、社会局社会部長・守屋栄夫、東京府知事・宇佐美勝夫、神奈川県知事・清野長太郎、さらに窪田清太郎および桑田熊蔵の2名の法学博士であった(浴風会, 1935: 5-6)。三宅源之助は群馬県知事から徳島県知事(大正6年9月26日就任)となり、1919(大正8)年4月に知事を退官後、休職をし、1921(大正10)年4月に内務省を退官していた。1935(大正14)年2月10日に浴風会の常務理事となり、死去するまでその職にあった。

1930(昭和5)年7月11日に福原誠三郎が第2代の常務理事となる。福原の書いた履歴書によれば、福原は1881(明治14)年に徳島県で生まれ、1904(明治37)年1月に徳島県知事官房文書係として役人としての生活を始めた。その後1918(大正7)年6月に東京府に出向となり、同日に兼任として内務省地方局救護課に異動している。関東大震災の前は内務省中央職業紹介事務局にいたが、1923(大正12)年9月8日に臨時震災救護事務局事務官となり処材料部で仕事をした。そして1924(大正13)年2月に中央職業紹介委員会幹事として異動した。浴風会とのかかわりは1930(昭和5)年からで、その年の7月3日に財団法人浴風会理事、同年7月11日に常務理事となる。このように浴風会の幹部は、内務省関係者で占められていた。

当初の浴風会の会長・理事は、同潤会のメンバーと重複している。それはどちらの寄附行為も会長は内務大臣となっているためで、若槻礼次郎は水野錬太郎が退任した後の第2代の同潤会会長となったのは必然である。その他には、長岡隆一郎は池田宏の後任の第2代同潤会理事長で理事長職が廃止されてからは初代副会長として1928(昭和3)年3月31日から1929(昭和4)年6月25日までその職にあった。守屋栄夫や宇佐見勝夫、清野長太郎も同様である。これは、どちらの組織も当時の内務省関係の人々を会長・理事などに指定していたためである。

その中で、浴風会の設計を行った内田祥三も同潤会理事として1924(大正13)年6月27日から1928(昭和3)年3月31日まで、その後は評議員として同潤会が解散する1941(昭和16)年5月8日までかかわっている(宮澤、192-202)。

建築家であり東京帝国大学の教授としては内田祥三が同潤会に関わるのは当然とも思えるが、浴風会の設計にも関わったことは、同潤会の理事をしていたこととも関係していると考えられる。「浴風会八十周年史編集委員会ニュース」3号には浴風会の設計者についての記事がでている。それによると内田祥三が大学を出て間もない土岐達人を浴風会に送った。実質的な設計は土岐がおこ

なったが、図面の責任者は内田とされ、すべての図面に内田の英語のサインが入っている。土岐は鹿島建設に入り設計部長・常務取締役・常任顧問となる。また施工者は中村工務店であると記されている(浴風会, 2005: 189)。土岐達人は浴風会を設計するにあたり、海外の療養施設を研究して設計をしている(鳥羽: 140-142)。また土岐達人は1925(大正14)年に東京大学を卒業し、内田の紹介で浴風園に入ったと述べている。鹿島が関東大災害に関わる資料を収集し、公開しているのも、内田や土岐との関わりがあるからかも知れない。

## (2) 浴風会の職員

実は当初の浴風会では理事・幹事のみではなく、一般の職員も内務省関係者であった。1925(大正14)年1月27日に会計課長として森清馬が就任、2月3日に書記として壹岐喜熊が就職している。2月9日には庶務課長として鮫島雄介が、2月10日には書記として赤司小四郎が就職している(浴風会, 1935: 238-242)。

芦沢によると「浴風会の本園の方は理事長兼園長は三宅という元徳島県知事でした。そういう大物を持ってきたんです。それから庶務課長は鹿児島県の庶務課長だった人、しかも二人とも天下にこのくらいじみな人はないというくらいの人でした。なぜかという、ご下賜金を一文でもむだに使ったのでは申しわけないからでした。そして保護課長には赤堀という各県の社会課長のうち、一番のインテリの課長を連れてきた。」(吉田・芦沢: 405)という。

芦沢が話している庶務課長は鮫島雄介のことで、鹿児島県の庶務課長から浴風会へ移ってきたことがわかる。また浴風会での利用者の生活、職員と利用者との関わりを考える時、保護課長であった小澤<sup>こざわはじめ</sup>一の存在が大きく影響していたと考えられる<sup>(6)</sup>。小澤は1925(大正14)年3月に浴風会職員となり、1929(昭和4)年2月13日に保護課長となった。1939(昭和14)年1月31日に退職し、その後は横浜分園の園長であった芦澤威夫が保護課長となった。小澤の前の保護

課長は赤堀郁太郎で1926(大正15)年7月31日に就任しており、浴風会への就職では小澤の方が早くなっている(浴風会, 1935: 238-240, 213-215, 浴風会, 2005: 230)。赤堀はペンシルバニア大学大学院の出身で社会学を専攻した方である(川崎: 2013)。このことから、芦沢は「各県の社会課長のうち、一番のインテリ課長」と称しているのである。

2代目保護課長の小澤は1884(明治17)年に山梨県で生まれ、23歳で早稲田大学哲学科を卒業し、東京市養育院巣鴨分院乳幼児保護係に就職している。1920(大正9)年に36歳で内務省社会局嘱託となった。浴風会に残っている小澤が書いた1929(昭和4)年2月12日付け履歴書によると、小澤が浴風会に関わったのは「大正14年3月5日財団法人浴風会事務取扱嘱託」からとなっている。そして「昭和4年2月12日依頼社会局社会部嘱託退職」となっており、1920(大正9)年10月22日に内務省社会局事務取扱嘱託となってからの身分を解いたことになる。つまり当初は内務省社会局の嘱託の身分で、浴風会の事務取扱嘱託となったのである。その後、1929(昭和4)年に保護課長となり、55歳で退職するまでその職にあった。

保護課の職員として永く浴風会に勤務していた梅田三七の履歴書をみると、1899(明治32)年4月に福井県に生まれ、1908(明治41)年4月に福井県内の小学校の教員となったが、1912(明治45)年6月に退職して東京に出てくる。同年7月から新聞社の広告部で仕事をしていましたが、入営のために退職した。除隊後も東京で事務の仕事をしていましたが、関東大震災により会社は解散する。その後は1923(大正12)年10月に東京市社会局バラック管理員となり、1926(大正15)年4月よりは東京市社会局保護課に雇として勤務していた。その後、浴風会の保護課職員となる。この梅田の利用者記録は詳細を極め、浴風園の利用者記録の分析を行うときに多くの情報を私たちに提供してくれる。梅田の経歴を見ても分かるように、内務省のみではなく、各地の行政機関の社会課や保護課に関わりのある人々が当初の浴風会職員を形成していた。

また小澤は浴風会の入所者処遇にケースワークの手法を導入したとされる(鳥羽：137-138)。小澤の著書『救護事業指針』(昭和9年)の「院内救護の方法」では養育院と浴風会横浜分園を事例として記載している。小澤は救護施設での組織管理の重要性、院長は入所者の健康の改善のみではなく労務や主教的慰安への考慮、直接入所者に接する職員の重要性を指摘し、施設に入所した時からの医療との連携について述べている(小澤：187-188)。

また浴風会の創設十周年記念式典において「八年以上勤続被表彰者」のリストがあり、それによると庶務課長の鮫島と同じ10年3ヶ月の者として保護課長の小澤一、囑託の相田良雄、書記の赤司の名前が挙げられている(浴風会、1935：202)。相田は当初から浴風会に関わっており「当初浴風園の建築に関し、私の愚見をもとめられたことがある。」(相田：34)と述べており、浴風会の設立当初から関わっていた人々は、浴風園の建築にあたって意見を述べていたと考えられる。小澤もケースワークの視点から浴風園の建物に対して意見を述べていた可能性は高い(鳥羽：141)。

### (3) 横浜分園

浴風会は1925(大正14)年9月24日に東京府豊多摩郡高井戸町上高井戸848番地に2万7千坪余りの土地を購入し、そこを本園として浴風園の建築をはじめた。「…更に大正十五年五月、本会資金として、曩に大震災に際し御下賜あらせられたる恩賜金中二百八十万円を政府より交付せられ、経済的基礎は益々鞏固なるを得たのである。

而して、右恩賜金交付に際し、内八十万円は大震災の被害最も甚だしかりし横浜市に於ける分園経営費に充つべしとの条件を附せられたのであった。」(浴風会、1935：9)。そして1926(大正15)年11月に、横浜市元保土ヶ谷町大字下星川1094番地を中心とした土地を購入して、1927(昭和2)年8月から横浜分園の建設に取り掛かった(浴風会、1935：9)。

この横浜分園はその後、「神奈川県当局から、この施設を健民修練所並びに新規徴用者訓練所に使用したい、との申込があり、昭和18年3月の理事会で横浜分園の閉鎖譲渡の方針が決定した。なおこれには、有料施設に使用すべき土地建物を提供する、という条件がついていたが、この条件を保留して、同7月理事会で分園を30万円で神奈川県に譲渡することが正式に決定した。」(浴風会、1967：29)ことで閉鎖となる。その結果、当時横浜分園にいた52名は本園に移り、同年8月31日に横浜分園は正式に閉鎖され、横浜分園は15年の歴史を閉じた。

敗戦後の1946(昭和21)年6月20日に浴風会は、福原誠三郎常務理事名で神奈川県知事あてに、神奈川県に譲渡した横浜分園の土地の返還を求める文書をだしている。それによると、横浜分園譲渡の目的であった「健民修練所並びに新規徴用者訓練所」の必要は敗戦でなくなったので、浴風会としては「本会に於いては現下最も緊要なる外地引揚者及び戦災者等の収容保護施設をして横浜分園再建致したく候。」(浴風会、2005：200)と願い出ているが、神奈川県からの返還は行われなかった。横浜分園の土地は、神奈川県に譲渡後に健民修練所や県庁職員の宿舎となり、1945(昭和20)年5月の空襲で大半を焼失した(浴風会、2005：200)。同年7月に神奈川県立栄養士養成所(1945(昭和20)年4月19日に設立された1年制の栄養士養成所)が横浜市南区中村3-185から移転してきた。その後、神奈川県立栄養士養成所は1948(昭和23)年に神奈川県立栄養専門学院、1953(昭和28)年に神奈川県立栄養短期大学となったが、神奈川県立保健福祉大学との合併により、2004(平成16)年に廃止された(神奈川県立保健福祉大学ホームページ)。その時の神奈川県立栄養短期大学の住所は横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘2-42-1である。その後、神奈川県はこの土地を売却し、現在の地図で確認すると300戸以上が集まる大規模なマンションとなっている。

#### (4) 浴風園の利用者

浴風会の設立は1925(大正14)年1月15日に内務大臣が許可しているが、浴風

会の設立者である若槻礼次郎が当時の内務大臣であり、同一人物が財団法人の設立申請者であり、許可者であるという形式をとっている。

財団法人浴風会設立許可申請には「内務大臣ヨリ交付セラレタル金貳百萬圓ヲ以て大正十二年九月震災ニ因リ自活能力ナク扶養者ナキニ至リタル年齢六十歳以上ノ老衰者及不具癱疾者ノ収容保護其ノ他老癱救護上必要ナル施設ヲ講スル為……」としている。財団法人浴風会寄付行為第三條「本會ハ大正十二年九月震災ニ因リ自活ノ能力ナク扶養者ナキニ至リタル年齢六十歳以上ノ老衰者及不具癱疾者ヲ救護スルヲ以テ目的トス 定員ニ余裕ヲ生シタル時ハ前項ニ該當セサル年齢六十歳以上ノ老衰者及不具癱疾者ニシテ自活ノ能力ナク扶養者ナキモノヲ救護スルコトヲ得」(浴風会, 1935: 64)としている。

つまり、浴風会が救護する対象者は年齢が60歳以上で、心身状況が悪いか、障害がある者、さらに扶養する者がいないところが条件となっている。この条件に合う高齢者が保護されたといえる。

さらに財団法人浴風会入園者規則は本園・横浜分園共通で定められている(横浜分園: 8-9)。以下、条文の一部をみていく。第一条は寄付行為の第三条と同一の内容で、第二条は本園の定員が500名、横浜分園は100名とし、定員に余裕のあるときは、第一条に該当しない60歳以上の老衰者及不具癱疾者で自活能力がなく、扶養義務者のない者を入園させることが出来るとしている。1932(昭和7)年に救護法が施行されると第二条ノ二「定員ニ余裕アルトキハ救護法ニ依リ救護を受ケル年齢六十五歳以上ノ老衰者及不具癱疾者ヲ市町村長ノ委託ニ依リ収容スルコトヲ得」としている。救護法では保護の対象が65歳以上であるため、浴風会の規程よりは5歳上となっている。さらに第三条では収容しない者として「一、軍事救護法、傷兵院法、結核予防法、癩予防法、精神病者看護法等ニ依リ現ニ救護ヲ受クル者又ハ之カ救護ヲ受クル資格アル者 二、他ノ団体篤志家等ニ依リ現ニ救護ヲ受クル者」としている。当初の浴風会園の対象とした高齢者は、他法による救助を受けている者を除いている。しかしその後は

変化していく。

第四條には「本會ノ保護ヲ受ケムトスルモノハ願書ニ戸籍謄本並第一條又ハ第二條該當者タルコトヲ證スル市區町村長ノ證明書ヲ添付シ本會ニ差出スヘシ」、第五條「前條ノ出願者ニ對シテハ實狀ヲ調査シ入園スヘキモノト決定シタルトキハ入園通知書ヲ送附ス」としている。また九條には「入園者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ退園セシムルノコトトス 一、自活シ得ヘキ能力ヲ有スルモノト認ムルトキ 二、相當ノ扶養義務ヲ履行スル者アルトキ 三、戒告ヲ肯ンセス園内ノ秩序ヲ紊シ他ニ不安ヲ與フルノ行為アルトキ」とされている。同第十條には「入園者退園セムトスルトキハ其事由ヲ申出テ承認ヲ受クヘシ」、更に附則として「本會ハ設備完成ニ至ル迄ノ間入園希望者ヲ臨時適當ノ者ニ委託スルモノトス」(浴風会, 1935: 226-227)としている。

誰を入園させるかについては、上記のように浴風会に入園したいと希望する本人が、入園条件が合致していると判断した場合は、入園願書と戸籍謄本、市区町村長の浴風会入園者として該当するとの証明書を提出する。これらの書類の提出がなされた場合は、浴風会として入園希望者の実情を調査してから、入園を決定することとしている。

入園希望者への対応は「分課規程」によると保護課の事務とされている。入園者の実情調査は保護課職員、書記とされる職員の仕事であったと考えられる。

入園者規則の附則に記載されていることにより、浴風会が設立されてから実際に建物が出来るまでの期間、委託収容という形式で対象者の保護が実施された。その業務も保護課の仕事であった。浴風会の事務系の勤務時間は、当時の内務省の勤務時間に準じていた。

## (5) 入所者の概要

浴風園で、正式に入所者を受け入れたのは1927(昭和2)年2月1日に東京府豊多摩郡高井戸町大字上高井戸848番地に建物が完成して以降である。しかし

それ以前に、「これより先、本会は事業所竣工迄の間、要救護者を他団体に委託収容することとなし、大正14年5月1日以降収容委託を実施していたが、」(浴風会、1935：7)とあるように、関東大震災を原因として東京府内や神奈川県内の救護施設や養老院に収容保護されていた高齢者を、収容施設が建設される以前から収容委託している。

収容委託は1925(大正14)年5月1日から1927(昭和29)年2月1日までの1年9か月間である。この間に浴風会によって収容委託された高齢者は男性67名、女性58名の計125名である。この他に、男性3名、女性2名の居宅救護者がいた。これらの内、初日に収容委託されたのは29名である。この29名は横浜市救護所(市立)と玉泉寺養老院(私立)に保護されていた高齢者である。

関東大震災以前に高齢者の保護施設としては「就中、罹災の老廃者は或バラック内に或は診療所内に収容救護されたが、特に老人収容施設としては、東京市養育院(板橋区)、東京養老院(滝野川町)、聖ヒルダ養老院(麻布区)、日本ルーテル教会東京老人ホーム(高円寺)、横浜市救護所、玉泉寺養老院(横浜市)及横須賀救済院等に過ぎなかった。其内東京市養育院及び聖ヒルダ養老院の如きは予算の関係上臨時収容者を増加することは困難であったが、東京養老院の如きは定員外二百余名を収容し又罹災者避難所迄附設した。日本ルーテル教会東京老人ホーム、玉泉寺養老院等は此の罹災老人救済の為新に設立せられたものである。」(浴風会、1935：4)とされている。ちなみに、東京市養育院は、9月1日の震災当日は大塚から新しく移転が決まった板橋への移動期間となっていた。幸いなことに利用者への被害はなかったが、大塚の建物は大きな被害を受け、すぐに被災者を受け入れることは困難であった(東京市養育院：453)。

1925(大正14)年5月1日の玉泉寺養老院と横浜市救護所の委託後、同年9月1日には横浜市が設立した横浜市臨時保護所(市立)、1926(大正15)年1月23日に東京老人ホーム(私立)、同年3月10日は横須賀救済院(私立)、同年11月18日は古石場収容所(東京市)と収容委託を開始している(浴風会、1935：31-32)。

1927(昭和2)年度までの期間に、横浜市救護所及び横浜市臨時保護所からは68人(男38人、女32人)、玉泉寺養老院23人(男9人、女14人)、東京老人ホーム13人(男8人、女5人)、横須賀救済院17人(男12人、女5人)、古石場収容所4人(男2人、女2人)の合計125人(男67人、女58人)が収容委託された(浴風会、1935:32-33)。浴風園が1927(昭和2)年2月1日に開園したことで、上記の施設に収容委託していた高齢者は本園に移ったが、その数は64名である。横浜分園は1928(昭和3)年4月30日に開園したことで分園に移った者は9名である(浴風会、1935:36)。

浴風会の委託費は日額一人一日60銭であった。居宅救護の場合は、対象の必要度によって一人一日20銭から60銭としていた(浴風会、1935:36)。

浴風会での居宅救護については以下のように述べられている。「最後に当時の居宅救護に就いて尚一言すれば、(中略)健康上又は家族関係等からみて妥当と認められた時に執られた方法であって、その際、家族又は親族に適當なる監護者ある時はその者に、それらの無き時は管轄の町村長に監督を依頼して救護の適正を期したのであった。(中略)救護上の責任は委託先に於いて負ひ、本会は単に生活費の補給を為したに過ぎないのである。」(浴風会、1935:36)とし、居宅救護の5名の内3名は死亡し、2名はその後に本園に引き取っている(浴風会、1935:36)。

相田良雄は浴風会に本部を置いていた全国養老事業協会の機関誌『養老事業』第3号に「浴風園は救護施設でなく、且つ公立の事業でないから任意に収容することが出来る。即ち適當と認むる者のみを収容するのであるから収容者は全て家庭を有して生活した者が多数である。」(相田:33、鳥羽:139)と述べていることから、関東大震災の被災者救済がほぼなくなって以降は、入所者を浴風会の基準で選んでいたといえる。相田がこのように記している1933(昭和8)年度は本園の入園者は105名、年度末在園者数は464名と定員の500名に近い数字となっている。在園者数は1936(昭和11)年度末には本園463名、横浜分園104名

で計567名と最も多くなっている(浴風会, 1967:12-14)。

救護法が成立した1932(昭和7)年以降は浴風園も救護法の対象者を入園させているが、救護法以外の入園者希望者が多くいたため、救護法対象者の入園は多くはなかったようである。1937(昭和12)年9月27日現在の救護法による入園者は全入園者457名中25.8%にあたる118名であった(浴風園・高齢者施設処遇史研究会:17)。

この点について、芦沢は「浴風会はもともと一人について幾らという予算が計上してありますから、それでやっていけるわけです。ですから『救護費もってくる』というと、持ってこなくていいと断った。救護費は市の方でもたくさんないので、それはほかの方に回してもらいました。そういう点では昔は非常におうようでしたね。(中略)救護法の該当者でも救護費はお断りしました。」(吉田・芦沢:411)と述べている。これも浴風会の性格をよく表しているエピソードといえる。下賜金や義捐金による内務省からの設立準備金の他に南満州鉄道の債権も多数保有していた浴風会ならではの話といえる。だが、このことが敗戦後の浴風会の経営を困難なものとしていく。

## 6 陸軍による建物の接収と敗戦

陸軍による建物の接収は、1942(昭和17)年9月1日に浴風園の東館上下を陸軍中央通信調査部に貸与したことから始まる。1941(昭和16)年度末の在園者は249名で、定員の500名を大きく下回っていたため、東館上下が接収されても、「本園の事業遂行上の特別な支障はなかった。(略)昭和19年に入る頃から、戦況は緊迫をつけ、空襲がかなりはげしくなり、本会の事業は、物資の全般的不足と相俟って極度に困難の度を増した。」(浴風会, 1967:29)という。その後、陸軍の申し出により1944(昭和19)年3月25日には西館上を陸軍中央通信調査部に無期限貸与、同年5月11日には西館下も閉鎖し同調査部に貸与した(浴風会,

2005：258)。この時、『浴風会創立四十周年記念誌』では礼拝堂も陸軍に貸与したと記載されている(浴風会, 1967：30)。

その後も1945(昭和20)年5月25日には第2, 第3病室を同調査部に貸与, 5月28日には常盤寮, 6月18日には千歳寮, 6月20日には第1, 第4病室, 6月29日には事務室も同通信部に貸与したため, 至誠寮に事務室を移している。さらに7月13日には梓寮も同通信部に貸与し, 浴風会のほとんどの建物は陸軍中央通信調査部によって占められることになった。その間, 1944(昭和19)年7月23日には東京都からの懇請で八丈島と三宅島からの引上げ者を静和寮と芙蓉寮に収容した。その後, 1945(昭和20)年4月5日には島からの引上げ者は長野県に移転したが, 4月7日は新たに島からの引き揚者45人が芙蓉寮に収容されている(浴風会, 2005：137, 258)。

なぜ陸軍は浴風会の建物を接収したのだろうか。この点についてひとつのエピソードを川崎が書き残している(川崎, 2011：2-3)。それによると, 浴風会には陸軍参謀本部が特殊情報部を置き, 暗号解読を行っていたという。NHKの番組取材で浴風会を再訪された当時見習士官として勤務していた谷川良治さん(当時88歳)の話を掲載している。浴風会の本館には特殊情報部とは名乗らず「中央通信調査部」との看板を掲げていた。浴風会に決めた理由は, アメリカの軍事地図に白抜きで爆撃をしない場所(したら罪に問われる)が決められており, 浴風会も白抜きであった。1945(昭和20)年8月11日にシドニー放送を聞いてポツダム宣言受諾を知り, 暗号書や名簿などの文書を焼却処分したという。なぜ浴風会が軍事地図で白抜きになっていたかは不明であるが, 確かに浴風会は爆撃されていない。

このように陸軍に建物を接収されるなか, 1945(昭和20)年3月15日には本会創立二十周年記念式が挙行されている。当時の状況を芦澤威夫は次のように書き記している。「本会の目的である老人の保護は, 食料衣料薬品等の不足と職員の出召等の関係で十分その任務を果たすことが困難となった。(中略)男子職

員にはカーキ色の国民服女子職員にはもんぺいが支給され本務の傍ら空地进行して野菜を作り又樹木を伐って薪を作った。闇物資を手に入れることも出来ず少しでも食料燃料の補充を念願したからである。(中略)空襲が頻繁になるにつれ軍部は浴風会に対して疎開をしきりに強要してきた。老人の安全をはかるため出来得れば疎開したいと考えたが老人の疎開はまことに容易ではない。引受け手がなく又輸送も困難である。昭和19年の末から浦和の尚和園及び栃木養老院にお願いして数次にわたり若干名を引取っていただいて感謝した。この疎開には梅田三七主任が混雑した汽車に乗せ困難をしのいで輸送を全うした。」(浴風会, 2005: 137)。『浴風会創立四十周年記念誌』の年表には「昭和19年10月1日に尚和園に委託収容をなす。男1名, 女1名 昭和20年7月2日 栃木婦人協会養老院に5名の老人を委託」(浴風会, 1967: 145)との記載がなされている。

敗戦と同時に軍の徴用は解除されたが、「軍が使用した部分は、畳、襖、床板、ベッド、医療器具、薬品等に莫大な損害を受け、さなきだに困難な戦後復旧作業が、一層困難となったのである。」(浴風会, 1967: 31)とあるように、ひどく荒れ果てた状況で各寮などの建物がもどされたことがわかる。

浴風会は設立当初から経営的には安定した組織であった。しかし「元々本会の資産は他の外郭団体同様南満州鉄道株式会社(以下『満鉄』という)株が主なものであった。ところが敗戦によって満鉄はつぶれその株は無価値のものとなった。昭和15年横浜分園は神奈川県のを要請により同県に委譲し(5,600坪, 30万円)それらによって漸く会の経営が出来ていたのである。」(浴風会, 2005: 139)という状況であった。

「かくして終戦の翌年, 昭和21年を迎えたのであるが, 食料事業は却って窮乏化し, 多くの栄養失調者が発生していた。」(浴風会, 1967: 31)というなかで, 浴風会の戦後ははじまるのである。

## おわりに

東大震災による義捐金を基に設立された社会事業関係施設は、その後の日本社会の影響を大きく受けることになった。同愛記念病院は太平洋戦争によりアメリカが敵国となったことで、日本医療団の一部となり、診療活動を継続した。敗戦後は1945(昭和20)年10月20日に病院の建物や動産の一切が占領軍に接收され、医療活動は休止したが、両国橋近くの仮設小病院(旧佐々木病院)で救済事業を継続した。1955(昭和30)年10月17日に占領軍による接收が解除された。日本医療団は敗戦により解散になったが、旧財団に属していた病院の土地などは保有していたため、占領軍の接收解除も近いと見通して1955(昭和30)年2月24日に厚生大臣の許可を得て社会福祉法人同愛記念病院財団を設立した。翌1956(昭和31)年4月16日に診療は再開され、今日に至っている(同愛記念病院ホームページ)。

同潤会は1941(昭和16)年5月に解散したが、啓成会は1928(昭和3)年に同潤会から独立していた。中野敏子教授が1976(昭和51)年10月29日に行った啓成会への聞き取りのメモによると、戦災により資料はかなり焼失しているとのことであった。しかし設立当初の状況として、身体障害者で生活困窮にある者を対象として職業訓練を実施していた。職業に就かせることによって救済が可能であると考えられていた。関東大震災による障害者がいなくなると、軍事保護院の設立とともに傷痍軍人を職業訓練の対象とするようになった。そのため、財政的には優遇されていた。しかし戦後は、軍人保護に力を入れていたということで、GHQからはクレームがつけられたが、一般障害者も職業訓練の対象にしていたということで廃止を免れることができた。公私分離原則で財政的保障はなくなり、施設の利用対象者も現れず、休止の状態であった。1947(昭和22)年9月1日の労働省設立とともに、財団法人啓成社は財団法人啓成会となり、労働省でただ一つの民間委託機関の失業保険福祉施設(職業訓練施設)となった<sup>(7)</sup>。

## 関東大震災の義捐金処分と浴風会の創設

浴風会は軍の接収が解除されたことで、9月4日には事務室を本館に移し、作業場に収容していた病人を第1病室に移した。11月3日には第4病室が開かれ、11月17日には梓寮が開かれた。1945(昭和20)年度末の利用者数は、寮舎に106名、病室に35名の計141名であったが、在園者が137名まで減少したこともある。敗戦の翌年、1946(昭和21)年は食料事情が窮迫化し、多くの栄養失調者が発生した(浴風会、1967:31)。その後、1926(昭和21)年9月に生活保護法(旧法)が制定されたことで、入園者は増加した。しかし入園者を十分に保護することは困難であった。1945(昭和20)年12月11日から1952(昭和27)年8月28日まではララ物資の配給を受けている。また緊急生活援護要項による施設補助費として1946(昭和21)年度に37万円、1947(昭和22)年度に13万円を受けて、また生活保護法による施設修理補助金として549,069円を得て建物の修理などを行うことができた。1947(昭和22)年度からは共同募金の配布も受けるようになり、1948(昭和23)年度にはほぼ戦争前の規模で運営することができるようになった(浴風会、1967:50-51)。

関東大震災という未曾有の都市災害を契機として成立した組織である同愛記念病院、啓成社、浴風会は、現在も社会的な役割を担って事業を展開している。災害における義捐金の使い方の一つとして、このように後の世に役立つ施設を設置したことの意義は、改めて評価される必要があるのではないだろうか。

### 注

- (1) 台風は比較的弱勢のものにして一日の朝六時加賀の西方海上に居り正午には分裂して秩父及会津に移り午前六時には陸前と陸中の境界に在り次第に東北に進み海中に去りたり(藤原、1924:1)。

正午に至りては(第二図丙)主低気圧は新潟の東に通過し秩父の副低気圧は益其形態明瞭となり示度は七四九耗に降り所沢にては南々東の烈風熊ヶ谷にては南東の和風、甲府は北西の和風にして沼津は南々西の疾風なり。即所謂サイクロニックの巡回顕著なり(藤原、1924:3)。

十六時に至りては(第二図戊)主低気圧の東漸と共に主不連続線は次第に東南に移動

したるも尚所沢を通過せず水戸も館野も尚南寄の風にして是によりて判断するに不連続線東京を北西に距る尚三十軒の所沢、大宮、杉戸等を通ずる一線上のもの、如し。十六時十五分に至りて東京の風向及温度稍急変す。不連続線より南側の風は疾風又は強風にして南寄りなり。北側の風は軟風又は疾風にして北又は西寄りなり(藤原, 1924 : 4-5)。

是によりて見るに不連続線は十六時頃より例の跳躍的進行を始めたものの如く抵抗小なる東京湾に沿ふて上層に於ける変化に伴ふて既に不連続線が形成しつゝあるに拘はらず、所沢の北の不連続線は地上に癒着して進行を停止し只次第に勢力を失ひたるものと見るべし。是に依りて見るに午後四時乃至五時頃隅田川に沿ふて起りたる旋風は不連続線通過に伴ひて起りたる現象なるを知る(藤原, 1924 : 5)。

大震後間もなく(約一時間の後なるべし)气象台より望見するに西に二本南に一本北に数本の煙の昇るを見たり、是後にて調査する所によれば番町、富士見町の火と赤坂の火及神田方面の火にして神田方面にては今川小路、神保町、三崎町に亘りて数ヶ所に発火したり。又同時に浅草及本所方面にも夫れ/数ヶ所の発火ありたると云う。暫時にして南方帝室林野管理局に発火し次いで日比谷の火は警視庁に向かつて次第に燃え広がり(二時半頃)此当時風は南々西なりしを以て火は北へ北へと広がり、内務省(二時頃)大蔵省(三時頃)相次で焼失し畜産試験場に進みたるも風向南西となりたる為社会局を犯さず、又外国語学校も無事なり(四時頃)一方神田の火は外濠より東の部分を焼きて水道橋に達し三時頃風少しく南西に偏するや小川町及駿河台に昇りて遂に此辺一帯を焼きニコライ会堂の火は五時頃よりなりしと云う。その他各所の火は皆始めは北へ北へと進み割合に尚小規模なりしも、此頃各地水道の水止り、消防隊は既に困憊の状あり。四時頃風は一般に稍南西となりたるが所に依りては既に火事の為に区々として逆方向の風を現じ来り西となりたる所あり(本郷の一部)東となりたる所あり(本所の一部)。北西となりたる所もあり(赤坂)。かくて火路は益混乱し加之隅田川に沿ひて旋風発現して猛威を振ひ、為に浅草区方面と本所区方面は広区域に亘りて焼失し、被服廠にては為に数万の死者を出したり。六時頃に至りては火勢益々強く、大体に於ては西風の為に東に向ひて進み气象台に於いても此頃より番町方面の火を被りたり。此後夜半頃迄に各所概ね火を被り風向は北に転じ風速強烈なりし為に神田、日本橋、京橋、芝、本所、深川及浅草等各区は二日の日出迄には殆ど焦土となりたり。一日午後六時頃气象台塔上より望むに厩橋方面に至る一帯は尚火なく、神田橋以南は黒煙漲り又小川町以西の方面も総て黒煙なりき。然るに午後十時頃は御所の方面を除きて西より北東を経て南に至る視覚二百七十度の間は総て是紅蓮の猛火にして四辺白昼の如く印刷局方面、神田美土代町方面、砲兵工廠方面等総て数丈の火炎を揚げて焰々として壯観言語に絶せり、爆発断らず起るも蚊の鳴く程にも感ぜず(藤原, 1924 : 7-8)。

二日に至りて焼失したりしは主に下谷方面なり。火事の全く終りしは三日午前三時

## 関東大震災の義捐金処分と浴風会の創設

過なりと云う(藤原, 1924: 10)。

火事が此如く大事に至りしは第一地震の為に発火箇所多かりし事, 第二地震に恐怖して消火に勉めざりし事, 第三水道の止まりたる事, 第四風勢の盛なりし事等なるべし。此中第四の風勢は大部分は火事の為に増したるものなるは別項述す所の如し(藤原, 1924: 10-11)。

- (2) 財団法人東京市政調査会は, 2012(平成24)年4月1日に, 公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所と法人名を変更した。所在地は, 東京市政調査会が活動拠点として1929(昭和4)年10月に建設した市政会館(東京都千代田区日比谷公園1-3)である。
- (3) 池田宏については, 川瀬雄司(NTTファシリティーズ)・田路貴浩(明治大学理工学部建築学科)が「池田宏の都市計画思想(1)「社会事業の基本観念」における都市の理念の考察」(平成8年度 日本建築学会近畿支部研究報告書 ci.nii.ac.jp/naid/110007037622)と「池田宏の都市計画思想(2)「社会事業の基本観念」における都市の理念の考察」(日本建築学会大会学術講演梗概集(近畿)1996年9月 ci.nii.ac.jp/110004143515)で, 池田は「都市計画の生みの親」「近代都市計画の父」と称されているとしている。
- (4) 啓成会のパンフレットには, 設立の経緯が簡単に述べられている。より詳しくは雑誌『社会事業』(Vol.8, No.11, 大正14年2月, Vol.9, No.1, 大正14年4月)に「同潤啓成社会事業(一)」「同潤啓成社会事業(二)」として, 対象者の募集状況などが書かれている。
- (5) 武田眞量についての情報は少ない。長谷川良信編『社会政策大系』第8巻(昭和2年2月刊)によると, 武田眞量という名前で「東京市」との論文がでている。その時の所属は東京市幼少年保護所長となっている。また日本幼稚園教会が発行している雑誌『児童教育』Vol.22, No.1には「東京府代用児童研究所開設」というタイトルの文章が掲載されている。その時の所属は東京府社会課嘱託となっている。<http://hdlhandle.net/10083/9445>
- (6) 小澤一はコザワ・ハジメと読む。小澤姓の読みについては, 小澤の親族に確認した。最近小澤一をオザワ・ハジメとする研究者も見受けられるので気を付けたい。また『養育院百年史』には1915(大正4)年1月の「東京市養育院月報」の記事として, 当時は養育院巢鴨分院(児童養護施設)の職員であった小澤に対し, 敷入に参加した元園児の手紙が掲載されている(東京都:197)。『養育院六十年史』の附録には小澤は1909(明治42)年6月22日雇, 1910(明治43)年4月9日任命, 1920(大正9)年10月11日退職と書かれ, 事務員となっている(東京市社会局:78)。
- (7) 中野敏子教授の啓成会での聞き取りメモ(昭和51年10月29日), および啓成会職業訓練所『事業概要』(昭和35年10月)のコピーによりまとめたものである。

引用・参考文献

- 相田良雄(1934)「養老院雑感」, 全国養老事業協会『養老事業』3号
- 相原延光・井上公夫「講演要旨 1924年関東大震災前後の天気報告について」歴史地震  
第29号(2014)277頁(sakuya.ed.shizuoka.ac.jp/rzisin/kaishi\_29/HE29\_277\_277\_Aihara.  
pdf 検索日 2015年8月12日)
- 藤原咲平編(1924)『関東大震災調査報告 (気象編)』東京中央気象台刊 (国会図書館デ  
ジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/984965> 請求番号 14.6ニ -  
239 書誌ID 000000600890)
- 池田宏(1921)「社会事業の基本観念 社会事業の必要と其の観念=個人主義に立脚する社  
会事業と家族制度を中心とする社会連帯観念」都市研究会『都市公論』第4巻2号
- 池田宏遺稿集刊行会(1940)『池田宏遺稿集』
- 今井清(2007)『横浜の関東大震災』有隣堂
- 川崎貞(2011)「暗号解読部隊の終焉」, 浴風会『浴風会』第317号
- 川崎貞(2013)「関東大震災90年と浴風会(続く)」, 浴風会『浴風会』第343号
- 北原糸子(2011)『関東大震災の社会史』朝日新聞出版
- 小澤一(1934)『救護事業指針 救護の理論と実際』巖松堂書店
- 国立公文書館デジタルアーカイブ 大正一二年関東大震災関係書類 [http://jpimg.digital.  
go.jp/JPEG/YDOZD.jpg](http://jpimg.digital.go.jp/JPEG/YDOZD.jpg)
- 厚生省社会局(1950)『社会局参拾年』
- 宮澤小五郎(1942)『同潤会十八年史』
- 西村圭司(2012)「戦前期の代表的養老院としての浴風会の設立 ―内務省との関わりを中  
心に―」明治学院大学社会学・社会福祉学会『Socially』20号
- 大霞会1(1971)『内務省史第1巻』地方財務協会
- 大霞会3(1971)『内務省史第3巻』地方財務協会
- 岡本多喜子(2015)「戦前期の浴風会の状況」浴風会・高齢者施設処遇史研究会『浴風園ケー  
ス記録集』学文社
- 竹内六蔵(1927)「大正十二年九月大震災に因る死傷者調査報告書」『震災予防調査会報告』  
100号戊
- 鳥羽美香(2015)「戦前期養老院における家庭的処遇の視点と小舎制についての考察」文京  
学院大学『文京学院大学人間学部研究紀要』第16巻
- 東京市社会局(1927)『罹災要救護者収容所概要』
- 東京市養育院(1933)『養育院六十年史』
- 東京都(1974)『養育院百年史』
- 浴風会(発行年不明)『浴風会横浜分園事業概要 昭和8年度』
- 浴風会(1935)『浴風会十周年記念誌』

## 関東大震災の義捐金処分と浴風会の創設

浴風会(1967)『浴風会創立四十周年記念誌』

浴風会(2005)『浴風会八十年の歩み』

吉田久一・芦沢威夫(1982)「戦前の老人保護をめぐる一芦沢威夫氏に聞く」, 吉田久一・一番ヶ瀬康子編『昭和社会事業史への証言』ドメス出版

### ホームページ一覧

後藤・安田記念東京都市研究所 [http://www.timr.or.jp/about/found\\_process.html](http://www.timr.or.jp/about/found_process.html)

2015年11月3日検索

一般財団法人啓成会 <http://www.zai-keiseikai.org/foundation> 2015年8月8日検索

KAJIMAダイジェスト2003.9 特集: 関東大震災を知る [http://www.kajima.co.jp/news/digest/sep\\_2003/tokushu/toku02.htm](http://www.kajima.co.jp/news/digest/sep_2003/tokushu/toku02.htm) 2015年8月10日検索

神奈川県立保健福祉大学 <http://www.kuhs.ac.jp/shoukai/2013071800033> 2015年1月24日検索

内閣府 中央防災会議「災害教訓の継承に関する専門調査会報告書」平成18年7月  
<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/kyoukunnokeishou/rep/1923...kantoDAISHINSAI/> 2015年8月25日検索

社会福祉法人同愛記念病院 <http://www.doai.jp/doai/enkaku.html> 2015年8月4日検索

社会福祉法人児童愛護会 <http://www.ichinomiyaen.jp/houjin/gaiyou.html>  
[field.canpan.info/organization/detail/1558794077](http://field.canpan.info/organization/detail/1558794077) 2015年8月20日検索

